

安全保障の 輸出管理への入門

令和6年度
経済産業省委託事業

はじめに

「安全保障の輸出管理への入門」について

- ・ 入門編として輸出管理に馴染みのない方にお勧めします。
- ・ 輸出管理に人的資源を割くことが難しい中小企業等の皆様にも分かりやすく説明いたします。
- ・ 本講座をお聞きいただき、輸出管理の重要性をご理解され、今後のより深い学習や輸出管理の実施に活かされることを期待いたします。

目次

- 1 輸出管理の基本
- 2 輸出管理制度の概要
- 3 輸出管理の手順
- 4 ケーススタディへの回答
- 5 活用可能な有効ツール等

1 輸出管理の基本

1-1. ケース①

ケース 1

国内でのみ取引実績のある日本企業のA社から、A社のアメリカ工場に商品を直接納入して欲しいとの依頼があった。

以前から国内販売の実績がある顧客であるので、製品を手配し直接アメリカへ輸出した。

輸出した商品は
輸出の許可が必要ない
商品でしょうか？

1-2. ケース②

ケース2

海外ローカル企業への販路拡大のため、英文のホームページを開設したところ、X国のある企業から新規の引合いがきた。製品は過去に海外の日系企業に輸出したことのある製品であったので、そのX国の企業へ製品を輸出した。

輸出した相手がどのような企業か、調べる必要はないでしょうか？

1-3. 輸出管理の必要性



輸出管理の実施が不可欠

輸出される貨物や技術は、兵器として使われたり、その素材に利用される可能性があります。

それが兵器等を開発している国家やテロリスト等の手に渡ると国際平和を脅かし、日本だけでなく世界中の脅威となる可能性があります。

1-4. 輸出管理とは

Q. そもそも輸出管理とは？

我が国を含む国際的な平和と安全の維持のために



武器や軍事転用可能な貨物や技術が兵器等^{※1}の開発等^{※2}を行っている国などに渡らないように管理すること

※1 兵器等： 大量破壊兵器等（核兵器、化学・生物兵器、ミサイル）
通常兵器（銃砲、爆発物、火薬類、軍用車両等の武器）

※2 開発等： 開発、製造、使用、貯蔵



1-5. 輸出管理の枠組み

Q. どのように輸出管理のルールが決められていますか？

- ・ 先進国を中心とした**国際的な枠組み**で決められています。
- ・ 我が国では**外国為替及び外国貿易法(外為法)**で輸出等[※]の許可が必要なものを定めています。

※ 輸出等とは、貨物の輸出と技術の提供をいいます。

1-6. 基本的な疑問（用途について）

Q

当社の製品は全て民間向けの製品であるため、輸出管理とは無関係ではないでしょうか？



A

民生用製品であっても、**軍事用途に転用されるリスク**があり、企業としてトラブルに巻き込まれる可能性があります。

1-7. 民生用途品の軍事用途への転用可能性

軍事用途に使われる可能性がある！

工作機械

自動車の製造や切削



ウラン濃縮用遠心分離機の製造



レンズ

スマートフォン用カメラ



軍用ドローン用カメラ

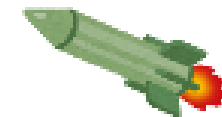


炭素繊維

航空機の構造材料



ミサイルの構造材料



1-8. 基本的な疑問（取引先について）

Q

当社の取引先は兵器等を扱っていない民間企業ですが、輸出管理が必要でしょうか？

A

取引先が民間企業であっても、その取引先が軍と取引している場合、輸出した品物が**軍事用途に使用**される可能性があります。

1-9. 輸出管理を行わないリスク

Q

輸出管理を行わずに輸出した場合、
どのようなリスクがありますか？

A

許可が必要な場合に許可を取らずに輸出等をした場合、**罪に問われる**ことがあります。

- ① **外為法上の罰則等**
- ② **社会的制裁等** のリスクがあります。

1-10. 違法輸出等における罰則等

①外為法上の罰則等

1) 刑事罰

- ・ 10年以下の懲役
- ・ 10億円（法人）、3千万円（個人）又は目的物価格の5倍以下の罰金



2) 行政制裁

- ・ 3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止



3) 警告

- ・ 違反企業への警告（原則公表）

②社会的制裁等

- ・ マスコミでの報道
- ・ 社会的信用の失墜
- ・ 株主代表訴訟

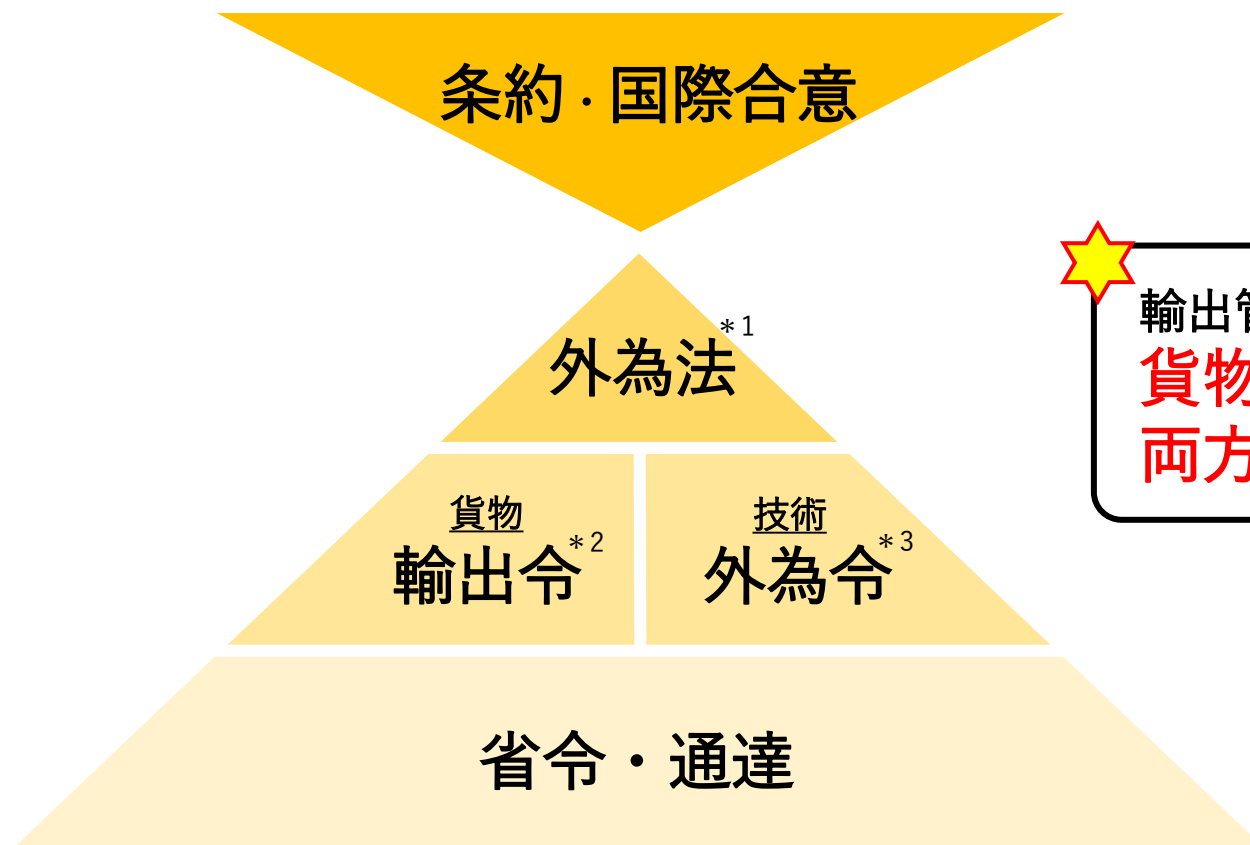


企業イメージの悪化



2 輸出管理制度の概要

2-1. 輸出管理制度の全体像・法体系



★ 輸出管理の対象は
貨物と技術の
両方がある

*1:外為法：外国為替及び外国貿易法 *2:輸出令：輸出貿易管理令 *3:外為令：外国為替令

規制は2種類

リスト規制

キャッチオール規制

2-2-1. 輸出管理の対象

(1) 貨物の輸出とは

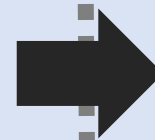
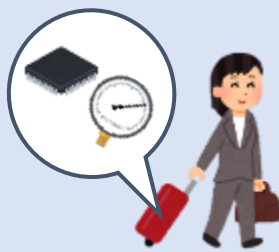
貨物が日本の国境を超える場合は、すべて輸出となります。

－日本－

国境

－外国－

貨物の輸出



- ✓ 製品の輸出
- ✓ 無償サンプル提供
- ✓ 海外への返品等
- ✓ 展示会のための一時的持ち出し等

工場の設置

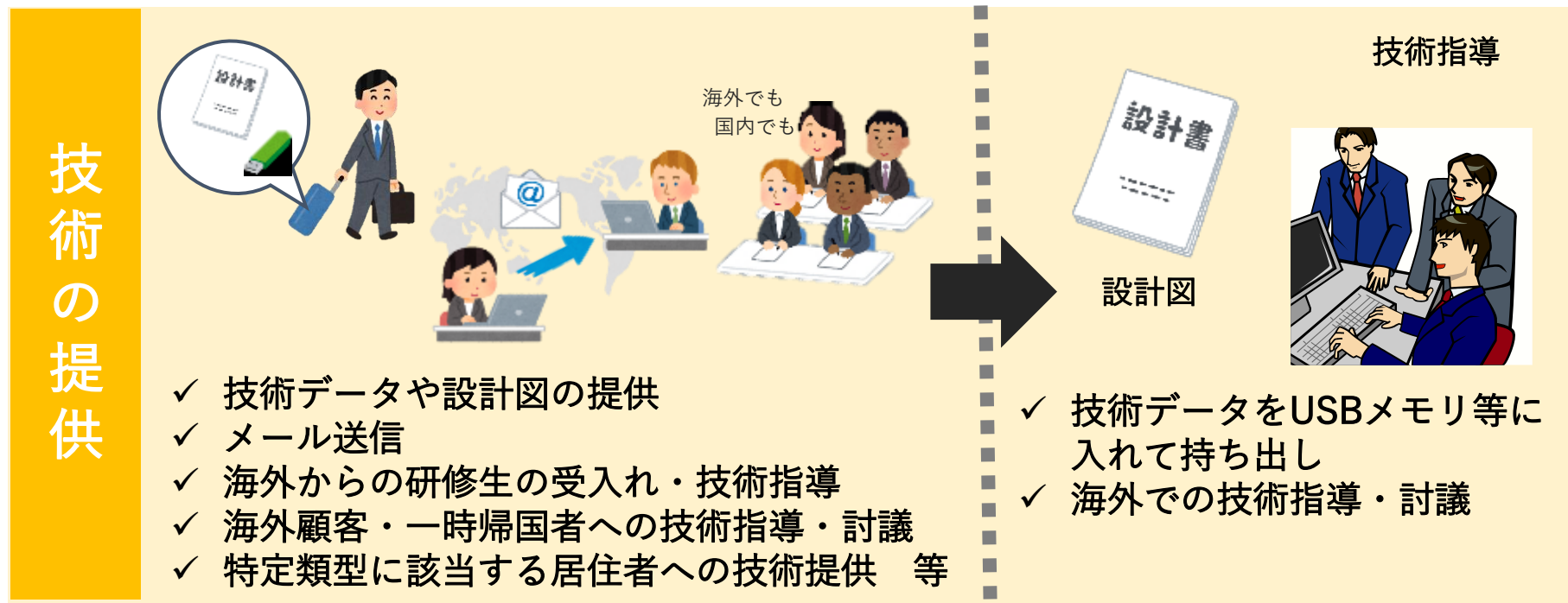
販売

ハンドキャリー
一時的持ち出し

2-2-2. 輸出管理の対象

(2)技術の提供とは

- ①海外で技術を渡す場合（日本からのEメールや電話でも）
- ②国内で非居住者又は特定類型に該当する居住者へ技術を渡す場合
- ③海外へ技術情報が記録されたUSBメモリ等を持ち出す場合
－日本－ 国境 －外国－



※技術の提供は国内でも発生するため注意が必要となります。

2-3. 居住者と非居住者

居住者

- ①日本国内に住所又は居所を有する人
- ②日本国内に主たる事務所を有する法人

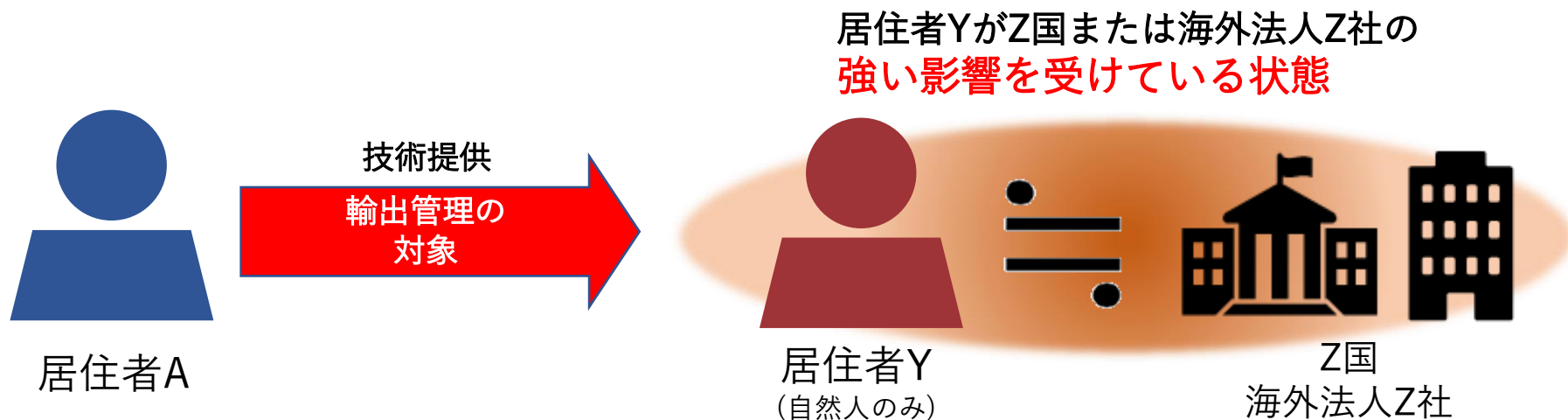
非居住者

- ①居住者以外の自然人及び法人
 - e.g. ・外国に居住する外国人
 - ・外国に居住する日本人
 - ※日本企業の海外赴任者も含まれます。
 - ・外国で任命された外国人の外交官・領事官等

ただし、日本の在外公館に勤務する日本人は居住者です。

2-4. 特定類型に該当する居住者

「特定類型」とは、居住者（自然人のみ）が非居住者（外国政府・外国法人）から強い影響を受けている状態



特定類型①	外国法人や外国政府との契約により支配されている者
特定類型②	外国政府から多額の金銭・利益を受けている者
特定類型③	国内において外国政府の指示で行動する者

特定類型に該当する居住者に技術を提供する取引は
輸出管理の対象となります。

2-5. 規制の内容

外為法令で規制されるものは
下記のように分類されます

貨物・技術



リスト規制
対象



キャッチオール
規制対象



規制対象外

(食料品、木材等)

2-6. 規制の内容

規制	リスト規制
対象品	<ul style="list-style-type: none">・ 武器および兵器等の開発等に転用される可能性の高い性能の貨物や技術・ 品目・仕様をリスト化して該当する場合
対象地域	全ての国・地域

リスト規制に該当する場合、用途・需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要

2-7. リスト規制（輸出令別表第1・外為令別表）

分類		リスト項番
武器		第1項
大量破壊兵器等	原子力	第2項
	化学兵器	第3項
	生物兵器	第3項の2
	ミサイル	第4項
通常兵器		第5項～第15項

(参考) リスト規制一覧

令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロコプ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アピオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	クワンチ合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェット機・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ホリウム・ホリウム・ホリウム他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスイミド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	中性子発生装置			(18)	ポリイミド・ポリイミド・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アミン他

(参考) リスト規制一覧

令和6年2月1日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・カリウム等の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー (削除)	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	フェーズドアレーアンテナ	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	(削除)
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リ-航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目	
(8の2)	サリステアデバイス・サリステアモジュール	(9)	(削除)	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式カメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

2-8. 規制の内容

規制	キャッチオール規制
対象となるもの	<p>リスト規制品以外で、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 用途が大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に使用されるおそれがある場合・ 需要者が兵器等を開発等している場合やその関与が懸念される企業の場合
対象地域	輸出令別表第3の地域(グループA) [*] 以外の地域

※ 輸出令別表第3の地域(グループA)

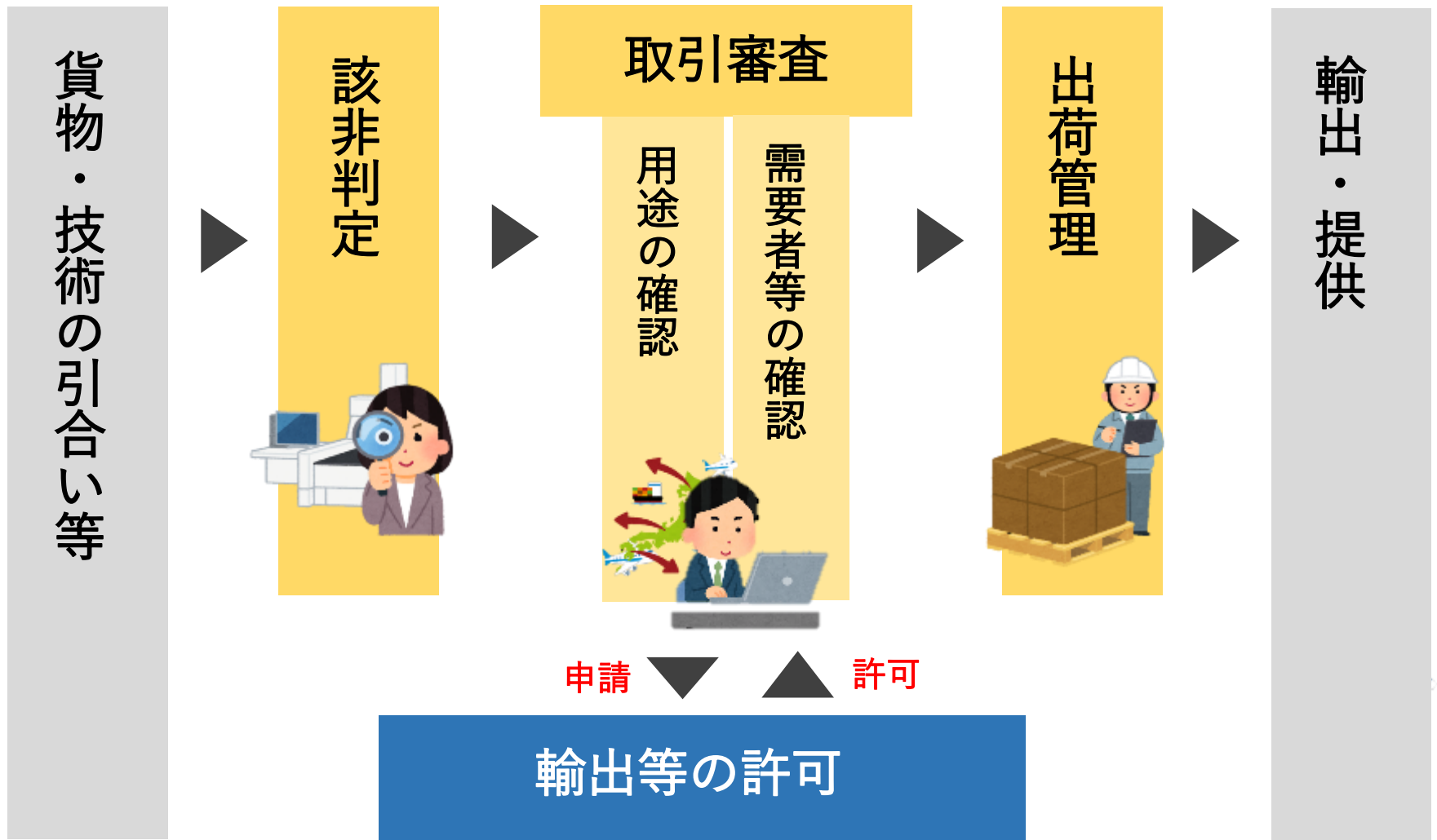
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 (計27か国)

3 輸出管理の手順

～皆様に行って頂きたいこと～

3-1-1. 輸出管理の手順

輸出管理の手順



3-1-2. 輸出管理の手順

貨物の輸出や技術の提供を行う際に実施すべきこと

- ✓ 貨物や技術は法令で規制されていないか
⇒ **リスト規制に該当するかの確認(該非判定)**
- ✓ 貨物や技術が軍事用途に使用・転用されないか
⇒ **用途の確認**
- ✓ 輸出先や需要者は安全保障上問題のある企業ではないか
⇒ **需要者等の確認**
- ✓ 輸出取引を行い、安全保障上問題がないか
⇒ **取引の実施における審査(取引審査)**
- ✓ 審査した貨物・技術と同一のものが輸出・提供されるか
⇒ **出荷時・提供時の確認(出荷管理)**

これらを**輸出管理の手順として確認**する必要があります。

3-2-1. 該非判定

該非判定とは？



輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が法令で規制されているか、つまり**リスト規制**に該当するか否かを確認することです。

貨物は「**輸出令**」、技術は「**外為令**」に規制される品目がリスト化されています。

「**貨物等省令***」に規制される品目の詳細な仕様(スペック)が記載されています。

リスト規制に該当した場合には、**経済産業大臣の許可**が必要となります。

※ 貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

3-2-2. 該非判定

判定方法

該非判定は
ダブルチェック体制で行う

- ① 貨物は「**輸出令**」、技術は「**外為令**」の品目に貨物や技術が該当するものがあるかを確認します。
- ② 該当する品目がある場合、貨物・技術の仕様と「**貨物等省令**」に記載されている仕様(スペック)と合致するかを確認します。
- ③ ①と②の確認で、該当する場合には、リスト規制に該当と判定されます。該当しない場合は、非該当となります。

※他社から購入したものを輸出する場合には、メーカー等から該非判定書
を入手し、確認することが必要

3-2-3. 該非判定

「輸出令」、「貨物等省令」の例

輸出令別表第1		貨物等省令	
項番	項目	項番	項目
輸出令 第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）	貨物等省令 第1条 十四号	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。） イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当するものを除く。） （一）国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二）直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの （三）棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（（四）に該当するものを除く。） （一）国際規格ISO230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二）輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

注意!

「『連続する括弧書き（括弧の中の括弧）』や『限る』、『除く』、『～ができるもの』、『～ができないもの』など、読み込まなければならない文章が多く注意が必要

3-3-1. 取引審査

取引審査とは？



輸出・提供する貨物・技術の**用途**を確認し、**輸出先・提供先や需要者等**が問題のおそれのある企業等ではないかを確認し、**軍事用途**に用いられないかを審査します。

審査結果をもとに**当該取引を行うか否かを判断**することを取引審査といいます。

取引審査の結果、軍事用途に使用されるおそれ等がある場合には経済産業大臣の許可が必要です。その場合、許可を取得して輸出等するか、取引を断念することになります。

3-3-2. 取引審査

用途の確認

悩んだら、
経済産業省へ相談

- ・ 貨物・技術の用途を契約書や取引相手から入手した資料等をもとにして、兵器等の開発等や**軍事用途**に用いられないかを確認します。

需要者等の確認

- ・ 需要者等が**兵器等の開発等**を行っている又は行っていたかを確認します。
- ・ 「**外国ユーザーリスト**」に掲載されている企業や組織かを確認します。
- ・ **軍、もしくは軍関係機関**であるかを確認します。

(参考) 外国ユーザーリスト 令和5年12月11日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないこと又は軍事用途に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	24
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	4
中国	101
パキスタン	101
香港	8
レバノン	9
ロシア	53
合計	706

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> • FOUNDATION FOR CONSTRUCTION • NATION BUILDING • RECONSTRUCTION FOUNDATION • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH • UMMAH TAMEER I-NAU • UMMAH TAMIR E-NAU • UMMAH TAMIR I-NAU • UMMAT TAMIR E-NAU • UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N

705	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> • AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov • Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I.Toropov" • Vympel NPO 	ミサイル M
706	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> • AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod • JSC MMZ • Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M

3-4-1. 出荷管理（技術提供の管理）

出荷管理とは？

貨物の出荷や技術の提供の前に、法令等で規制されている**貨物や技術**が誤って出荷等されることを防止するための確認です。



出荷管理は、無許可輸出等を未然に防止するための**最終関門**となります。

出荷管理は貨物のみでなく、**技術の提供**についても必ず行うことが重要です。特に技術の提供については、メール送信等安易に行うことができ、税関を通らないため出荷管理が非常に重要です。



3-4-2. 出荷管理（技術提供の管理）

確認事項

- ① 該非判定及び取引審査が適切に完了しているか
- ② 輸出する貨物や提供する技術と該非判定及び取引審査した内容とが**同一であるか**
- ③ 輸出等の許可が必要な場合、**許可を取得**しているか
- ④ 輸出等の許可を取得した場合、許可を取得したものと出荷・提供するものが**同一であるか**

出荷管理は、
輸出管理の最後の砦

3-5. 輸出管理の実施

輸出管理で実施すべき3つのこと

✓ 該非判定

貨物・技術が、リスト規制に該当するかどうかを判定すること

✓ 取引審査

用途と需要者等の状況を確認して輸出等に問題がないかをチェックすること

✓ 出荷管理

手続が適切に行われていて、貨物や技術が間違いなく出荷・提供されることを確認すること

3-6. 輸出者等遵守基準

事業として繰り返し**輸出・技術提供を行う者(輸出者等)**は、輸出者等遵守基準に従う必要があります。

(1) すべての輸出者等が遵守すべき基準

- ① 該非確認責任者の選任
- ② 最新法令等の周知および指導

(2) リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ① 統括責任者の選任
- ② 輸出管理体制の整備
- ③ 該非確認の手続の制定
- ④ 用途確認・需要者等確認
- ⑤ 出荷確認
- ⑥ 監査
- ⑦ 研修
- ⑧ 子会社への指導
- ⑨ 文書保存
- ⑩ 法令違反時の報告・再発防止策

4 ケーススタディの回答

4-1. 冒頭のケーススタディの回答①

ケース1

国内でのみ取引実績のある日本企業のA社から、A社のアメリカ工場に商品を直接納入して欲しいとの依頼があった。以前から国内販売の実績がある顧客であるので、製品を手配し直接アメリカへ輸出した。

後日、当該貨物は**リスト規制に該当していることが判明し、貨物をアメリカに輸出許可を取得せず、違法に輸出した**ことになった。

輸出管理のポイント

貨物を輸出をする際には、**当該貨物がリスト規制に該当しているか否かの確認**が必要。（該非判定の実施）

リスト規制該当品の輸出には、**どこの国、どんな需要者・用途向けであっても輸出許可が必要**。（→P22、23など）

4-2. 冒頭のケーススタディの回答②

ケース2

海外ローカル企業への販路拡大のため、英文のホームページを開設したところ、X国のある企業から新規の引合いがきた。製品は過去に海外の日系企業に輸出したことのある製品であったので、そのX国の企業へ製品を輸出した。

後日、当該企業は軍と取引のある企業で、**製品は軍事用途に使われている**ことが判明した。

輸出管理のポイント

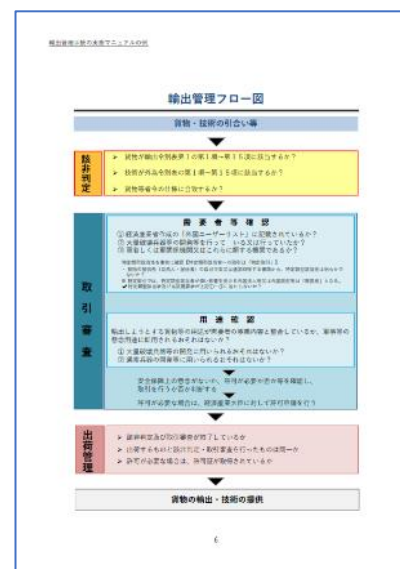
リスト規制貨物の場合はもちろん、リスト規制非該当貨物の場合でもキャッチオール規制の観点で、新規顧客などの場合は**顧客の状況と製品の用途を確認し、軍事用途に転用されないことを確認**することが必要。（取引審査の実施）（→P26、33など）

5 活用可能な有効ツール等

5-1. 安全保障貿易管理ガイドンス等

安全保障貿易管理ガイドンス[入門編]等

- ・ 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく説明
- ・ 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載
- ・ 中小企業等の輸出管理を強化・推進し関係法令の遵守及び違反の未然防止のための有効なツール



5-2. 帳票等の活用

該非判定、取引審査、出荷管理の実施において、帳票類(書式)を定め活用することは、輸出管理を確実に実施し、違法輸出を未然に防ぐことができる

帳票 (例)	該非判定	① 該非判定書
	取引審査	② 用途チェックリスト ③ 需要者チェックリスト ④ 明らかガイドラインシート ⑤ 取引審査票
	出荷管理	⑥ 出荷チェックリスト

5-3. 帳票の例

輸出管理の手順に沿ってチェックが可能

① 該非判定書

二国間取引承認書

国名	品名	数量	単位	備考
米国	半導体	100	個	
中国	半導体	100	個	

② 用途

二国間取引承認書

用途

1. 国防・安全保障

2. 宇宙空間利用

3. 原子力利用

4. 核燃料サイクル利用

5. 核燃料サイクル利用

6. 核燃料サイクル利用

7. 核燃料サイクル利用

8. 核燃料サイクル利用

9. 核燃料サイクル利用

10. 核燃料サイクル利用

③ 需要者

二国間取引承認書

需要者

1. 国防・安全保障

2. 宇宙空間利用

3. 原子力利用

4. 核燃料サイクル利用

5. 核燃料サイクル利用

6. 核燃料サイクル利用

7. 核燃料サイクル利用

8. 核燃料サイクル利用

9. 核燃料サイクル利用

10. 核燃料サイクル利用

④ 明らか

二国間取引承認書

明らか

1. 国防・安全保障

2. 宇宙空間利用

3. 原子力利用

4. 核燃料サイクル利用

5. 核燃料サイクル利用

6. 核燃料サイクル利用

7. 核燃料サイクル利用

8. 核燃料サイクル利用

9. 核燃料サイクル利用

10. 核燃料サイクル利用

⑤ 取引審査票

二国間取引承認書

取引審査票

1. 国防・安全保障

2. 宇宙空間利用

3. 原子力利用

4. 核燃料サイクル利用

5. 核燃料サイクル利用

6. 核燃料サイクル利用

7. 核燃料サイクル利用

8. 核燃料サイクル利用

9. 核燃料サイクル利用

10. 核燃料サイクル利用

⑥ 出荷

二国間取引承認書

出荷

1. 国防・安全保障

2. 宇宙空間利用

3. 原子力利用

4. 核燃料サイクル利用

5. 核燃料サイクル利用

6. 核燃料サイクル利用

7. 核燃料サイクル利用

8. 核燃料サイクル利用

9. 核燃料サイクル利用

10. 核燃料サイクル利用

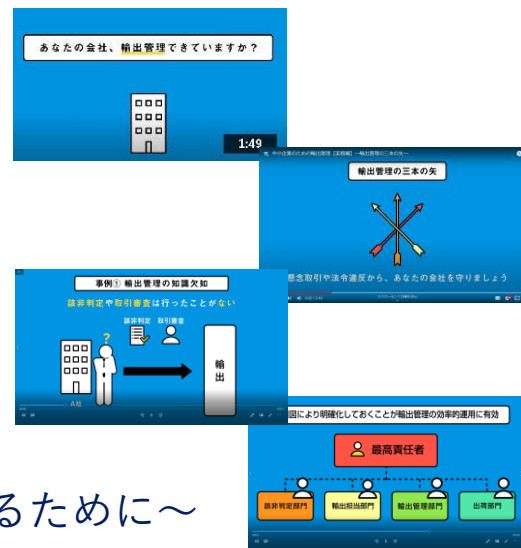
5-4. 輸出管理についての解説動画

「中小企業のための輸出管理」 3分間動画

- ・ 輸出管理への導入ツールとして、輸出管理について分かりやすく解説した動画を作成しています。
- ・ 中小企業の方だけでなく、広く輸出管理に関心のある方にごらんになっていただくことを期待しています。

中小企業のための輸出管理

- ① **【概要編】** ～外為法に違反しないために～
- ② **【実務編】** ～輸出管理の三本の矢～
- ③ **【事例編】** ～輸出管理はリスク管理～
- ④ **【体制構築編】** ～輸出管理を適切に実施するために～



動画はこちらのQRコードのページからご確認いただけます。

動画ページURL：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/chusho.html>

5-5-1. 中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての相談



② 輸出管理体制構築支援（無料）

社内の輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者に企業で輸出管理実務を経験し、多数の中小企業へのアドバイス実績がある専門家により、社内規程作成や体制図、業務フローの整理をアドバイス



5-5-2. 中小企業等アウトリーチ事業

お申込み先、お問合せ先は以下の通り

専門家支援のお申込み、事業のお問合せ

●中小企業等アウトリーチ事業事務局

(事業委託先：株式会社船井総合研究所)

Tel : 0120-219-560

(平日 9:45~17:30)

Email : info@outreach.go.jp

(説明会・相談会) <https://anpo.outreach.go.jp/>

(体制構築支援) <https://anpo.outreach.go.jp/support.html>

中小企業等アウトリーチ事業全般のお問合せ

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

Tel : 03-3501-2841

Email : bzl-outreach-info@meti.go.jp

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

個別相談・専門家支援のお申込み

●日本商工会議所

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@jcci.or.jp

URL : <https://www.jcci.or.jp/international/outreach/>

※東名阪以外の地域の方でご相談をご希望の方は
日本商工会議所連絡先までご連絡下さい。

●東京商工会議所 国際部

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@tokyo-cci.or.jp

URL : <https://www.tokyo-cci.or.jp/international/outreach/>

●名古屋商工会議所 企画調整部

Tel : 052-223-6741

Email : kokusai_ncci@nagoya-cci.or.jp

URL : <https://outreach.nagoya-cci.or.jp/#s6>

●大阪商工会議所 国際部

Tel : 06-6944-6400

Email : intl@osaka.cci.or.jp

URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/outreach/>

5-6. 経済産業省 各種問合せ先

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の申請手続き等の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp (リスト規制に関する相談)

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp (キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2841

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出管理の運用明確化

●経済産業省 安全保障貿易管理課

▷特定類型該当性やその確認手続に関する相談

Email : bzl-minashi-QA@meti.go.jp

●経済産業省 安全保障貿易審査課

▷許可申請書類・記載内容に関する相談

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

5-7. 安全保障貿易管理HPの活用

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

The screenshot shows the homepage of the Security Trade Management HP. It features a 'TOPICS' menu on the left with '最新の制度改革' (Latest Regulatory Reform) highlighted. The main content area is divided into six categories: '安全保障貿易管理の概要' (Overview of Security Trade Management), '申請手続き' (Application Procedures), '企業等の自主管理の促進' (Promotion of Self-management of Enterprises), '関係法令' (Related Laws), '大学・研究機関の自主管理の促進' (Promotion of Self-management of Universities and Research Institutions), and '中小企業等への支援' (Support for Small and Medium Enterprises). A central banner in red text states: '2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました' (From July 2022, export license applications are only by electronic application). Below this, a yellow box highlights '電子申請 (NACCS) の手続き方法について' (About the procedure for electronic application (NACCS)). On the right, a sidebar contains '安全対策貿易管理の概要' (Overview of Security Trade Management), '申請手続き' (Application Procedures), '企業等の自主管理の促進' (Promotion of Self-management of Enterprises), '事後審査(外為法違反について)' (Post-audit (Regarding Violations of the Foreign Exchange Act)), '説明会' (Seminars), 'ガイダンスを掲載' (Posting of Guidance), 'Q&A', 'リンク集' (Link Collection), and 'ENGLISH PAGE'. A bottom sidebar includes '申請窓口' (Application Counter), '経済産業省 安全保障貿易審査課' (Ministry of Economy, Trade and Industry, Security Trade Review Division), '窓口の受付時間' (Counter Reception Hours), '体制構築支援事業の案内を掲載' (Posting of Information on System Construction Support Projects), '許可証の受領時間' (License Issuance Hours), and '感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。' (To prevent infection, the issuance of licenses at the counter is原则上 not performed). Annotations with blue arrows point to the '最新の制度改革' menu, the 'ガイダンスを掲載' sidebar item, the red banner, the yellow box, and the '電子申請' link in the bottom navigation.

最新の制度改革 情報を掲載

- ▶ 「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部改正について(2023.1.27)
- ▶ 「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達等の一部改正について(2022.5.30)
- ▶ 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部改正について(2022.9.30)
- ▶ 「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達等の一部改正について(2022.5.30)
- ▶ 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部改正について(2022.9.30)
- ▶ ウクライナ情勢に関する外国為替マトリクス表を掲載 (措置を講じた国・地域となる貨物等について) (2022.3.15)
- ▶ 「電子情報処理機構を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について

最新の制度改革 情報を掲載

ガイダンスを掲載

2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました

※概要はこちら
 ※電子申請に関するよくある問合せはこちら

電子申請 (NACCS) の手続き方法について

キーワードで調べる

体制構築支援事業の案内を掲載

外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準

まとめ

Q.輸出管理はなぜ実施するのでしょうか？

自社の製品・技術が

戦争・紛争に使われないように。

違法な輸出により、

刑事罰・行政制裁・社会的制裁

を受けることがないように。